

公立大学法人敦賀市立看護大学職員倫理規程

平成26年4月1日

公立大学法人敦賀市立看護大学規程第12号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人敦賀市立看護大学就業規則（公立大学法人敦賀市立看護大学規程第7号）第36条第2項の規定に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の公正さに対する社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公立大学法人敦賀市立看護大学とその設置する敦賀市立看護大学（以下「大学法人」又は「本学」という。）の業務に対する社会からの信頼を確保することを目的とする。

(事業者等)

第2条 この規程において「事業者等」とは、法人その他の団体（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。

2 事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(利害関係者)

第3条 この規程において「利害関係者」とは、職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

- (1) 売買、賃貸、請負その他の契約に係る事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等、これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等
- (2) 入学者選抜における合格者の決定に係る事務 本学への入学を志願する者及びその関係者
- (3) 単位認定（進級認定、卒業認定及び修了認定を含む。この号において同じ。）における単位取得の決定に係る事務 単位認定を受けようとする学生及びその関係者
- (4) 職員として採用する者の決定に係る事務 大学法人に職員として採用を希望する者及びその関係者
- (5) 学生及び職員の不利益の決定に係る事務 当該不利益の対象となる学生、職員及びその関係者

2 他の職員の利害関係者が、自己の利益を図るため職員と接触していることが明らか

場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

- 3 第1項第2号から第5号までの事務について、本学の意味決定が完了したときは、その時点で当該事務に係る利害関係は消滅する。ただし、当該事務に後続して関連する事務が発生し、別個の利害関係が生じることが容易に予見できるときはこの限りではない。

(倫理行動基準)

第4条 職員は、本学の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき基準として行動しなければならない。

- (1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らのために用いてはならないこと。
- (3) 職員は、法令及び大学法人の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、社会からの疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。
- (4) 職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。
- (5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が大学法人の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為等)

第5条 職員は、利害関係者との関係において、公正な職務の執行に対する社会からの疑惑や不信を招くような、供応接待又は財産上の利益の供与を行わせてはならない。

- 2 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある利害関係者との間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する社会からの疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前項の行為を行うことができる。
- 3 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

(上司への相談)

第6条 職員は、自ら行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断すること

ができない場合又は利害関係者等との間で行う行為が、前条に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、上司の指示を求めるものとする。

- 2 職員は、利害関係者から物品の交付を受けた等の場合には、上司に報告しなければならない。この場合において、理事長又は上司は、当該職員が職務上の倫理の保持に努めていたと認められるときは、その行為を理由として当該職員を不利益に扱ってはならない。

#### (倫理責任者)

第7条 本学に倫理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

- 2 倫理責任者は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

- (1) 前条に規定する職員からの相談又は報告に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。
- (2) 職員が特定の者と社会からの疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、職員の職務に係る倫理の保持に関し、必要な指導及び助言を行うこと。
- (3) 職員が法令若しくはこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。
- (4) 職員がこの規程に違反する行為について上司に報告したことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

#### (解釈の指針)

第8条 本学が職員の行為による懲戒又は人事考課上の評価に際して、この規程を解釈適用するにあたっては、当該行為がこの規程に規定されていないことの一事をもって不問に付され、一切の非難を免れたものと解釈してはならない。

- 2 この規程の解釈適用にあたっては、国家公務員倫理法（平成11年法律第129条）、国家公務員倫理規程（平成12年政令第101号）等の法規範その他の社会的規範を十分に参酌し、本学に対する社会的要請という意味におけるコンプライアンスに適合するよう努めなければならない。

#### (委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。